

令和2年2月10日
於
府中市役所

令和2年第1回

府中市教育委員会臨時会議事録

府中市教育委員会

令和2年第1回府中市教育委員会臨時会議事録

- 1 開 会 令和2年2月10日(月)
午後1時30分
閉 会 令和2年2月10日(月)
午後2時11分
- 2 議事録署名員
教育長 浅 沼 昭 夫
委 員 平 原 保
- 3 出席者
教育長 浅 沼 昭 夫 委 員 松 田 努
委 員 平 原 保 委 員 新 島 香
- 4 欠席者
委 員 日 野 佳 昭
- 5 出席説明員
教育部長 赤 岩 直 文化スポーツ部長 五味田 公 子
教育部副参事兼指導室長 文化生涯学習課長 古 田 実
並 木 茂 男 ふるさと文化財課長 江 口 桂
教育総務課長 佐々木 和 哉 ふるさと文化財課長補佐 大 川 享
教育総務課長補佐 遠 藤 公巳明 スポーツ振興課長 市ノ川 恵 一
学校施設課長 山 田 英 紀 スポーツ振興課長補佐 青 木 達 也
学校施設課長補佐 町 井 香 美術館副館長 相 馬 修 央
学務保健課長 佐 伯 富 丈
給食センター所長 谷 本 耕 一
指導室長補佐 鈴 木 正 憲
- 6 教育委員会事務局出席者
教育総務課係長 矢 島 彩 子
教育総務課主任 元 村 考 呂

議 事 日 程

第1 議事録署名員指名について

第2 会期決定について

第3 議 案

第7号議案

令和元年度一般会計補正予算（第3号）に対する意見の聴取について

第8号議案

府中市学校施設改築・長寿命化改修計画について

第9号議案

府中市立学校校長及び副校長の東京都教育委員会への任命内申について

第4 報告・連絡

- (1) 府中市郷土の森博物館本館常設展示室等の天井耐震改修の実施及び業務の休止等について

第5 その他

午後1時30分開会

○教育長（浅沼昭夫君） ただいまより、令和2年第1回府中市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の臨時会において、日野委員が都合により欠席する旨の届出を受けておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ていますので、この臨時会は有効に成立いたします。

_____ ◇ _____

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第1、議事録署名員指名につきまして、本日の議事録署名員は、私のほか平原委員にお願いいたします。

_____ ◇ _____

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第2、会期の決定でございますが、会期は本日1日といたします。

本日は議案が3件ございます。このうち、第9号議案は人事案件ですので、非公開扱いとし、議事進行の都合上、議事日程の最後に審議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、日程第5、その他の後、臨時会を中断し、非公開会議で臨時会を再開して、人事案件を審議したいと思います。

_____ ◇ _____

◎第7号議案 令和元年度一般会計補正予算（第3号）に対する意見の聴取について

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第3、第7号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） それでは、第7号議案「令和元年度一般会計補正予算（第3号）に対する意見の聴取について」ご説明いたします。この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、当該補正予算を本年第1回市議会定例会に提案するに当たり、市長から教育委員会へ意見聴取の依頼がございましたので、お諮りするものでございます。ご審議を踏まえ、市長からの依頼に対する回答を2月13日までに行うこととなっておりますので、よろしくお願いたします。

なお、これからご説明する予算額につきましては、教育部及び文化スポーツ部各課の歳入予算見積額及び歳出予算要求額をまとめたもので、確定額ではないことをご承知おきください。また、歳出予算における事務局職員の職員給与費など人件費につきましては省略をさせていただきます。

それでは、初めに歳入についてご説明いたします。表紙をおめくりいただきA3番横の「令和元年度教育関係歳入予算案（3月補正）」ご覧ください。使用料及び手数料、国庫支出金、寄附金及び諸収入に対して補正を行うものとなっております。増額補正を行うものは、使用料及び手数料における美術館観覧料、国庫支出金における学校施設環境改善交付金、寄附金における学校教育活動支援寄附金となっております。

減額補正を行うものは、使用料及び手数料における幼稚園保育料及び総合体育館使用料、

諸収入における公立学校屋内体育施設冷房化支援事業助成金収入となっております。増減経緯につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。「令和元年度教育関係歳出予算案（3月補正）」をご覧ください。小学校費、中学校費及び学校給食費に対して補正を行うものとなっております。いずれも、減額補正を行うものですが、その理由につきましては、記載のとおりで契約実績によるもの、または、実績見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。よろしいですか。

ご意見がございましたら、お願いいたします。

○委員（新島 香君） 歳出の補正でマイナスになったものに関しては、余剰金はほかに回されて、補正予算を組まれている状況なのでしょうか。教えてください。

○教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） 基本的には余剰金ということで、ほかの予算に回るといった考え方になっていくかと思えます。

○教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○委員（新島 香君） 歳出のほうで減額になっているものは、もともと多めに見積もっていたから減額になったものが多いという理解でよろしいのでしょうか。それともそれ以外の理由があるのであれば教えてください。

○教育総務課長補佐（遠藤公巳明君） まず、契約実績によるものに関しましては、入札をかけたりのものもございますので、そういった中で契約差金として出てくるものが多くございます。実際に、学校警備員の委託ですが、当初予算を組むときに業者から見積提出を受けておりますが、そうした予算を組んだ中で実際に入札が行われた中で、実績に基づいて減額する必要に至ったということになっております。

○教育長（浅沼昭夫君） それではお諮りします。第7号議案「令和元年度一般会計補正予算（第3号）に対する意見の聴取について」、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定といたします。



◎第8号議案 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画について

○教育長（浅沼昭夫君） 第8号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○学校施設課長補佐（町井 香君） それでは、第8号議案「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画について」、ご説明申し上げます。初めに、策定の趣旨でございますが、本市の学校施設は建築後40年以上が経過し、一斉に老朽化していることから児童・生徒が安全・安心に学校生活を送るため、老朽化対策が重要かつ喫緊の課題となっております。このことから、本市の老朽化対策を着実かつ計画的に実施するため、令和元年11月に作成した原案を修正し、令和2年度から令和32年度までの31年間を計画期間とする府中市学校施設改築・長寿命化改修計画を策定したものでございます。

次に、恐れ入りますが、議案の最終ページから2枚目の参考1「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の主な修正点」をご覧ください。今回の計画策定に当たりまして、主な修正箇所及びその修正理由を一覧としてまとめております。詳細につきましては、この後の計画本文を用いてご説明させていただきます。

続きまして、主な修正点のページから1ページおめくりいただき、参考2「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画（案）のパブリックコメント手続の実施結果について」をご覧ください。こちらは、令和元年11月に作成しました原案につきまして、同年12月21日から本年1月20日までの期間、パブリックコメント手続を実施いたしました。その結果、2人の方から計9件のご意見をいただきました。参考2の記載のとおり、意見としましては、学校施設の地域開放についてとエコスクールについてでございますが、いずれも計画案に記載のある内容で補えるものでございましたことから、推進計画への反映は行わず、それ以外の誤記や文言等の修正を行いました。

それでは、計画本文を用いて概要及び主な修正点についてご説明させていただきます。恐れ入りますが議案を1ページおめくりいただきまして、「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」の4ページをご覧ください。計画の4ページから6ページまでは「第1章 本計画策定の背景と目的」となっておりまして、1「背景」として府中市の学校施設は建築後40年以上が経過し、一斉に老朽化を迎えることから、計画的に老朽化対策を実施する必要があることや、文部科学省が地方公共団体の所管する文教施設に対して、令和2年度までに個別施設計画の策定を求めていることなどを記載しております。

次に、5ページの2「目的」でございますが、学校施設の老朽化対策を着実かつ計画的に実施するため、本計画では、老朽化対策に関する中長期的なスケジュールや費用、老朽化対策を進める上での基本的な考え方等を定めることとしており、計画期間は令和2年度から令和32年度までの31年間としております。なお、第1章につきましては計画案からの修正点はございません。

8ページをご覧ください。「第2章 本計画の位置付け」では、本計画に関連するほかの計画について体系図を用いて示しております。9ページから11ページにかけて学校施設に関連する計画として、各計画との関連性を整備しております。なお、第2章につきましては、主な修正点はございません。

14ページをご覧ください。次に14ページから56ページまでの「第3章 学校施設の現状と課題」となっております。初めに、1「学校施設の役割とこれまでの整備の概要」を示すとともに、16ページでは、2「学校施設の保有状況」として、各学校施設の基礎情報を整備しております。

20ページをご覧ください。20ページから55ページにかけて、学校施設に関連する4つの項目に対する現状と課題を整備しており、20ページには、3「学校施設の老朽化における現状と課題」について、25ページからは、4「児童・生徒の教育環境における現状と課題」について、40ページからは、5「新たな教育ニーズへの取組の現状と課題」について、47ページからは、6「地域拠点としての学校施設の現状と課題」についてを記載しております。

次に、第3章における計画案からの修正点でございますが、恐れ入りますが17ページに

お戻りください。図表4の本市が保有する小学校の基礎情報の校地欄の棟数につきまして、原案の棟数に誤りがありましたので、修正を行っております。これと同様に図表5の本市が保有する中学校の基礎情報の校地欄の棟数につきましても原案の棟数に誤りがありましたので修正を行っております。なお、修正につきましては、別表の主な修正点1、2に記載してございます。

次に、48ページをお開きください。(1)一次避難所としての学校施設についてのア「現状」の7行目以降でございますが、風水害時の避難所の名称であることから、一次避難所の一次を削除し、また、崖下としていた部分を浸水想定区域とするとともに、避難場所について指定されている学校名に不足がありましたので、三小を追記しております。

次に、12行目以降に、「また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に位置する五小及び十小についても土砂災害時の場合には避難所に指定されていません。なお、風水害時にも土砂災害の危険を伴う恐れがあるため、避難所の開設は行いません。」を追記しております。第3章の主な修正点は、以上となります。

次に、58ページをご覧ください。58ページから66ページにかけて、「第4章 本市の老朽化対策の検討に当たって」となっております。初めに、1「老朽化対策の検討に当たって」では、学校施設における鉄筋コンクリート造の耐用年数や老朽化対策の手法について、一般的な考え方を整理した上で、63ページから2「本市の老朽化対策の考え方」として、鉄筋コンクリート造の耐用年数や老朽化対策の手法について、本市の老朽化対策の考え方を示しております。なお、第4章につきましても主な修正点はございません。

次に、68ページをご覧ください。68ページから84ページまでは「第5章 本市の老朽化対策の進め方」となっております。初めに、1「老朽化対策の基本的な在り方について」では、本市の老朽化対策を実施する上で重要となる4つの項目について、それぞれの項目に対する老朽化対策の基本的な在り方を示しております。

次に69ページから80ページにかけては、68ページに記載した4つの基本的な在り方について、それぞれの具体的な老朽化対策の進め方を示しております。初めに、69ページの①学校施設の老朽化状況を踏まえた老朽化対策については、老朽化対策の調査結果を踏まえ、学校施設の整備順序として早期改築着手校を2校、第1グループの10校、第2グループの21校を定めています。

次に、74ページの②教育環境の充実を図ることについては、できる限り公平な教育環境を確保できるように、各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針を定めることや、地域の伝統や文化活動に根ざした学校独自の取組は、学校ごとの基本計画や基本設計で検討していくこととしております。

次に、76ページ③地域と連携し、地域の拠点となる学校については、一次避難所としての学校施設の整備方針を定めることや、学校施設の地域開放の拡充の範囲は、災害時の利用を想定し、新たに多目的ルーム、家庭科室、会議室、和室を開放すること、学校施設に複合化する施設は、学童クラブ、放課後子ども教室を基本とし、その他の公共施設についても状況に応じて検討することとしております。

次に、79ページの④将来の児童・生徒数の増減への対応については、当面の改築事業における考え方や統廃合を含めた学校規模や配置の適正化、府中基地跡地留保地の活用

ついて記載しております。

次に、81ページの2「学校施設の整備スケジュール」では、2年ごとに2校のペースで学校施設の整備を進めていく場合の整備スケジュールを示しております。

次に、82ページの3「学校施設の整備費用」では、今後の改築に係る費用の見通しと今後の対応についてを記載しております。なお、第5章につきましても主な修正点はございません。

それでは、86ページをご覧ください。次に、86ページから119ページまでは、「第6章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針」となっており、公立学校としてできる限り公平な教育環境を確保するとともに、地域から求められる様々な役割、機能を果たすことができるよう具体的な整備方針をお伝えしております。初めに、86ページの1「本市が目指すべき学校施設」では、各学校の改築事業を進める上での5つの目指すべき学校施設像を示しております。

次に、87ページの2「学校施設の全体整備方針」では、本市が目指すべき学校施設を踏まえ、20項目の全体整備方針を記載しております。

次に、88ページの3「学校施設における建物の整備方針及び配置方針」では、学校施設全体の整備や配置に関わる基本的な方針を定めております。

次に、90ページの4「学校施設における各諸室の整備方針」では、90ページから119ページにかけて諸室ごとの具体的な整備方針を定めております。なお、第6章につきましても主な修正点はございません。

次に、122ページをご覧ください。122ページから126ページまでは「第7章 継続的な運用方針」となりまして、本計画の進行管理はPDCAサイクルにより行うことや、本計画の推進体制及び各学校における老朽化対策の進め方を示しております。なお、第7章につきましても主な修正点はございません。

以上で、府中市学校施設改築・長寿命化改修計画につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

○委員（平原 保君） 事前に資料を送っていただいたので大変分かりやすく、今の説明を受けることができました。31年間という長期に渡る計画案なので、31年というと、私の年齢からすると非常に先のことであれなのですけれども、学校側からいくと新卒教員が着任して25歳だったとすると55歳ということで、本当に管理職として力を発揮している時期の、実現すべき像がここに描かれていると思います。市役所においてもそうだと思うのですけれども、25歳ぐらいの職員の方が市役所で管理職として力量を発揮しているときに実現されているべき姿がここに描かれていると思うのですが、そういう若い職員にとってこういった計画というのは、どういうふうにして周知徹底されていくのかなということを知りたいと思います。また、学校にはどのような形でこれが発信されていくのかを伺いたいと思います。以上です。

○学校施設課長（山田英紀君） まず、若い職員に対してということでの周知なのですけれども、現状では基本的には市役所の中のシステムで閲覧することも可能ですし、計画が策定された場合には、ホームページ等でも閲覧できるような形を取っていきたいと思っている

ところでございます。

また、教職員の方についての周知ということなのですが、今回計画の策定を今日審議していただきまして、老朽化対策特別委員会のほうでもご報告し、了承されたタイミングをもって、各学校に製本したものをお配りしていきたいと思っております。それと今までの経緯なのですが、実はふちゅうの教育で、新しい学校づくりをずっと今まで連載してきておりますので、その学校づくりの考え方については、広く市民や教職員の方にも周知してきたものと捉えているところがございます。以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、ご意見も含めましてよろしいですか。

○委員（平原 保君） 先ほど、48ページの一次避難所としての学校施設について、風水害のところを、今回の台風19号等を踏まえて非常に具体的に訂正されていて、分かりやすいなということを感じました。これからはいろいろ自然条件ですとか、ここの冒頭にも書いてありましたが、社会の現状によって、いろいろな条件が変わってくると、科学技術の発展ですとか、経済状況だとか、教育の動向で求められている教育の在り方等において、随時見直しをしていくときに、そういった観点からこれを見直ししながら修正していくというお考えがありました。それをぜひ取り入れてほしいということも私の願いです。以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りします。第8号議案「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画について」、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎府中市郷土の森博物館本館常設展示室等の天井耐震改修の実施及び業務の休止等について

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、日程第4、報告・連絡ですが、報告・連絡（1）をふるさと文化財課、お願いします。

○ふるさと文化財課長補佐（大川 享君） それでは、「府中市郷土の森博物館本館常設展示室等の天井耐震改修実施及び業務の休止等について」、お手元の資料に基づきご説明いたします。まず、1「趣旨」でございますが、本件は府中市郷土の森博物館本館2階の常設展示室及び企画展示室（以下「常設展示室等」といいます。）の天井が建築基準法施行令に定める特定天井（特定の条件を満たす天井で、大規模な地震による脱落で危険が生じるおそれのあるもの）に該当していることから、市民の安全を確保するため、常設展示室等の天井耐震改修を実施するとともに、工事期間中に業務の休止等を行うものです。

続きまして、2「内容」でございますが、（1）の建築物の概要といたしまして、アの「敷地の位置」は府中市南町6丁目32番地、イの「建築面積」は4,387.63平方メートル、ウの「延べ面積」は6,917.03平方メートル、エの「構造・階数」は鉄骨鉄筋コンクリート造・地上2階地下1階でございます。

続きまして、（2）の天井耐震改修の内容等は、既存の鋼製吊り天井、空調設備等を撤去した上で、壁等のコンクリート躯体と構造的に一体となった天井下地鋼材を構築し、新たに軽量の膜構造の天井と空調設備等を設置します。なお、改修を実施する特定天井の面積は約1,315平方メートルです。

続きまして、(3)の期間中の業務について、施設ごとの休止期間の予定等でございますが、常設展示室等は令和2年10月から令和4年3月まで展示を休止します。次に、プラネタリウムは令和3年5月から同年11月まで放映を休止します。ただし、同年8月中並びに日曜日及び祝日は、原則、プラネタリウムの放映を行います。次に、喫茶コーナーは令和2年10月から令和4年3月まで園内に移設します。

恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。特別展示室ですが、令和2年10月から令和4年3月まで展示を休止します。続きまして、大会議室でございますが、令和2年10月から令和4年3月まで貸出しを休止します。ただし、日曜日及び祝日は、原則、貸出しを実施いたします。なお、本館総合受付、ミュージアムショップ及び園内施設については通常どおり業務を行います。

次に、3の「今後の予定」でございますが、令和2年10月に着工し、令和4年3月に竣工した後、令和4年4月に供用を開始いたします。

恐れ入りますが、ページ変わります。3ページの参考1は府中市郷土の森博物館の案内図です。続きまして4ページ参考2は、府中市郷土の森博物館本館の1階及び2階の平面図で、2階平面図に工事範囲と特定天井範囲を示しております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長(浅沼昭夫君) 何かご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは、報告・連絡(1)について、了承いたします。

◇

◎その他

○教育長(浅沼昭夫君) 日程第5、その他ですが、何かございますか。

それではここで、臨時会を中断いたします。恐れ入りますけれども、説明員などの関係者以外にご退席をお願いいたします。

午後2時01分中断

◇

午後2時02分再開

◇

第9号議案 府中市立学校校長及び副校長の東京都教育委員会への任命内申について
(非公開会議により非公開)

○教育長(浅沼昭夫君) それでは、これで令和2年第1回府中市教育委員会臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

◇

午後2時11分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証
するため、ここに署名する。

令和2年9月10日

府中市教育委員会教育長

浅沼 昭夫

府中市教育委員会委員

平原 保